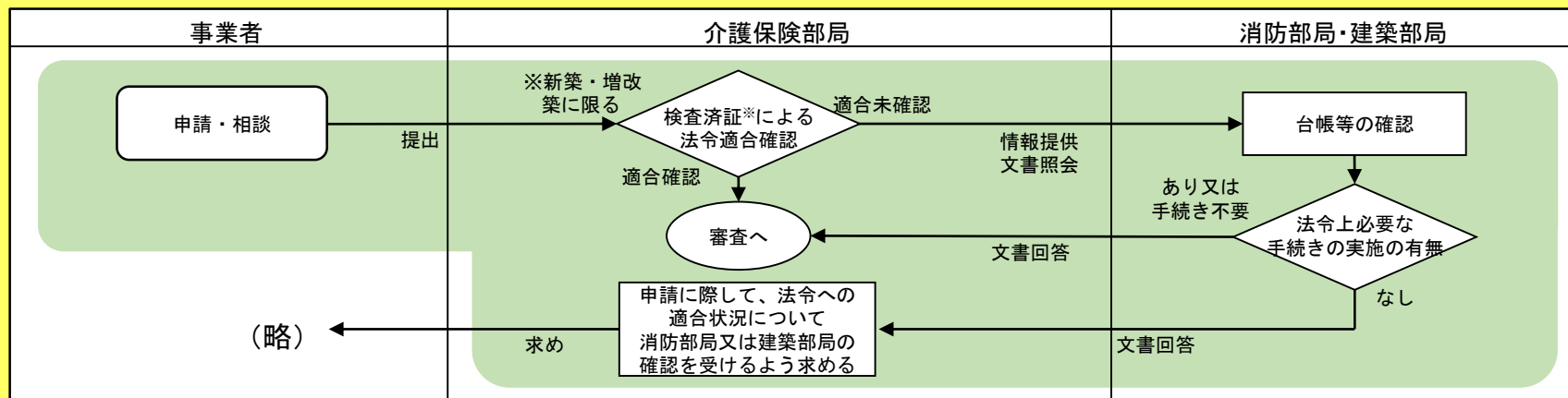


防火安全対策に関する関係機関との連携体制について

- 建築行政マネジメント計画策定指針において、警察・消防・福祉等の関係機関との連携により、執行体制の強化を図ることとしていることを踏まえて、各機関において所管している建築物等について、違反の疑いがある場合等には情報共有を図るよう依頼する等、平時から連絡や相談を行うことができる体制を整備することが必要である。
- 平成27年3月に、厚生労働省、総務省消防庁、国土交通省の連名でガイドラインを策定し、介護保険部局が介護保険法に基づく新規のサービス事業者の指定の申請を受けの際、消防部局及び建築部局と連携しながら、消防法令及び建築基準法令への適合状況を確認することにより、新たな不適合施設の発生を防止する体制を構築した。

例：介護保険の事業者指定時の法令適合状況確認フロー



※「認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」(平成27年3月31日、厚生労働省・総務省消防庁・国土交通省)より抜粋

- また、平成30年1月に発生した札幌市の寄宿舍火災を受け、平成30年3月に、厚生労働省、総務省消防庁、国土交通省の連名で通知を発出し、地方公共団体の福祉部局、消防部局及び建築部局が連携して、生活困難者等が居住する施設について、防火上の課題がある旨の情報を把握した福祉部局は、消防部局・建築部局に対して情報提供を行い、合同で防火安全対策を助言する等の体制を構築した。

生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について

(平成30年3月20日 厚生労働省・消防庁・国土交通省連名通知)

1. 緊急点検・防災査察等の早期実施

- **消防・建築部局**は、木造の寄宿舍等※1に係る防火安全性についての緊急点検・防災査察等を早期に実施（2月1日既出の通知に係る対応） ※1：昭和50年以前に新築された木造2階建て以上の寄宿舍又は下宿で、延べ面積150㎡以上のもの

2. 福祉部局・福祉事務所・消防部局・建築部局の連携による防火安全対策の助言等

- (1) **福祉事務所**は、生活保護受給者への訪問調査時に、未届施設（未届の無料低額宿泊所及び有料老人ホーム）やその可能性のある類似施設※2を把握した際には、助言等※3及び防火上の点検※4を実施するとともに、福祉部局と情報共有。**福祉部局**は、未届施設及び類似施設の実態把握並びに未届施設への届出励行を実施。
※2：例えば、高齢者世帯が10世帯以上あり、かつ、介護が必要な方や障害のある方が複数居住している建物で、食事提供を行っているものを中心に確認
※3：助言の内容は別紙1 ※4：点検項目は別紙2
- (2) **福祉部局**は、以下の建物についての情報を消防・建築部局に提供※5。
 - ① (1)により把握した情報を踏まえ、福祉部局が、未届施設と判断※6した施設
※6：今後、制度改正等にあわせて届出指導の対象となる判断基準を厚生労働省において示す際には、改めて情報提供に係る通知を予定
 - ② (1)により把握した情報を踏まえ、福祉部局が、類似施設であって、避難の困難性（入居者の状況※7）や防火安全性（建物や設備の状況※8）から特に助言等を行う必要があると考えるもの
※7：福祉部局・福祉事務所が把握した入居者の状況も共有 ※8：点検項目は別紙2
- (3) **福祉・消防・建築部局**は、(2)の施設（平成30年度においては、1の緊急点検・防災査察等を行っていないもの）について、必要に応じて、合同で訪問し、助言等を実施※9。
※9 特に優先して当該三部局による助言等を行う建物を、別紙2を参考として、福祉部局が中心となり選定
- (4) **福祉部局・福祉事務所**は、(1)による点検や、(3)による助言等の結果、改善が見込まれず、消防・建築部局の協力を得て、明らかに危険な建物と判断されるときは、入居者の生活実態に配慮しつつ、転居等を支援。

3. 無料低額宿泊所、有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保

- 無料低額宿泊所、有料老人ホームの事業者に対して、防火安全対策にかかるリーフレットを送付するとともに、個々の生活保護受給者（無料低額宿泊所、有料老人ホーム以外の住まいを含む）に対しても注意喚起のためのリーフレットを順次送付。

訪問調査時の入居者向け助言・注意喚起事項

○以下の着眼点について、助言・注意喚起を実施。

【入居者向けの助言・注意喚起事項】

	着眼点	助言・注意喚起の内容
1	たばこの吸い殻の管理状況	・たばこの吸い殻は、灰皿に水を入れて処理すること
		・寝たばこは、絶対しないこと
2	ストーブの使用状況	・ストーブは、燃えやすい物の近くで使わないこと (例:ストーブの近くに洗濯物を干さないこと等)
		・ストーブの灯油は、建物管理者が決めた場所・時間での給油を行うなど、適切に管理すること
3	ガスコンロの使用状況	・ガスコンロの周りに、物を置かないこと
		・ガスコンロは、壁から離して使うこと
		・ガスコンロから離れる時は、必ず火を消すこと
4	コンセントや電気コードの使用状況	・コンセントは、たこ足配線をしないこと
		・使わない電化製品のコンセントを挿したままにしないこと
		・電気コードは家具の下敷きにしたり、束ねたりしたままで使用しないこと
5	廊下や階段の状況	・灯油のポリ容器や多量の段ボール・新聞紙など、燃えやすいものを廊下や階段に置かないこと
		・廊下や階段に、避難の妨げになる物を置かないこと
6	住宅用火災警報器の点検状況	・住宅用火災警報器を定期的に点検すること

訪問調査時の防火点検事項

○確認項目欄の各項目をチェックし、その結果を踏まえて、特に当該三部局による助言等を行う必要がある建物を選定。

【特に火災危険性や避難の困難性が高い状況であることの確認事項】

	確認項目	確認結果
1	3階建以上の建物で、階段室に扉が設置されていない	該当／非該当
2	避難経路に妨げになる物が大量に置かれ、人ひとりが通行することもできない状況である	該当／非該当
3	各世帯に火災警報器が設置されていない	該当／非該当
4	外壁の屋外面に、木材が露出して使用されている	該当／非該当
5	灯油が大量に置かれている	該当／非該当
6	住室間の壁のうち、増設されたもの※がある	該当／非該当

※ひとつの窓を分断するように設置されているものや、住室が極端に狭くなるように設置されたものなど。

特に当該三部局による助言等を行う建物の選定に際し、優先するもの（例）

- ① 昭和50年以前に新築された木造2階建て以上の下宿、寄宿舍又は共同住宅^{注)}で、延べ面積150㎡以上のもの
- ② 【特に火災危険性や避難の困難性が高い状況であることの確認事項】の1～6のうち、該当する項目の多いもの

注) 平成30年度においては、平成29年度の緊急点検において対応済みの下宿又は寄宿舍を除く。

定期報告の対象となる建築物【現行制度・政令指定】

- 現行制度において、定期報告対象として一律に政令で指定されている建築物は下表に掲げられているものであって、用途部分の床面積が100㎡を超えるもの。(この他、特定行政庁で指定するものが、あわせて定期報告の対象となる。)
- 今回の改正法案により、定期報告対象として一律に政令で指定されるものは、用途部分の床面積が200㎡を超えるものに限られることとなる。
- 一方で、用途部分の床面積200㎡以下であっても、下表に掲げる建築物については、避難上の配慮が必要であることから、特定行政庁において定期報告対象として指定することが望ましい。(今後、改正法案が成立した場合には、技術的助言などで、あらためて依頼する予定。)

対象用途	対象用途の位置※1・規模※2(いずれかに該当するもの)
劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの
観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にあるもの
病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設(別表)	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上であるもの※3 ③地階にあるもの
体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(※いずれも学校に附属するものを除く)	①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000㎡以上であるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が500㎡以上であるもの ③床面積が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの

※1: 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。 ※2: 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設があるものに限る。

就寝用福祉施設

サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所※3、老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するものに限る。)※4、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。)

※3「老人短期入所施設」に該当。 ※4「老人短期入所施設に類するもの」に該当。

- 特定建築物・特定建築設備等のうち、政令で指定されていない建築物・建築設備等を、それぞれの特定行政庁において指定する。
- 指定にあたっては、地域の実情（特に物件数の多い用途・規模のものなど）に応じて、定期的な報告を求めておく必要性が高いものに配慮する必要がある。

